

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案等について</p>	<p>平成27年6月4日</p> <p>保安課</p>
<p>1 趣旨</p> <p>今国会に提出した風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案のうち、公布の日から施行することとされている規定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制対象からのダンスホール等営業の除外）に関連する下位法令の整備を行う。</p> <p>2 改正案の概要</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案</p> <p>ダンス教授講習に係る規定等のダンスホール等営業に関連する規定を削除するとともに、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案</p> <p>ダンス教授講習の指定の基準に係る規定等のダンスホール等営業に関連する規定を削除するとともに、所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日（改正法の公布日と同日）</p>		

1 趣旨

客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しをめぐる議論等を踏まえ、善良の風俗の保持等を図ることを目的とする団体の自主的な活動を一層促進するため、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）の一部を改正する。

2 改正案の概要

風俗環境浄化協会に関する規則は、都道府県公安委員会又は国家公安委員会から指定を受け、風俗環境に関する苦情の処理、違法行為防止のための啓発活動等を行う風俗環境浄化協会に関し必要な事項を定めるものであり、同規則を以下のとおり改正する。

- (1) 都道府県風俗環境浄化協会又は全国風俗環境浄化協会との合意に基づいてこれらと協力して善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする団体（風俗環境浄化協力団体）であって、国家公安委員会又は都道府県公安委員会から助言、指導等の措置を受けようとするものは、複数都道府県で事業を行う場合は国家公安委員会に届出書を提出することができることとする。
- (2) 国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、当該届出をした団体に対して必要な助言、指導等を行うことができることとする。
- (3) 風俗環境浄化協会は、違法行為防止のための啓発活動の実施のために風俗環境浄化協力団体に協力を求めることができることとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

3 意見公募手続の実施結果

平成27年4月3日から平成27年5月2日までの30日間、意見公募手続を実施したところ、5件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は別添のとおりである。

4 施行期日

公布の日

公安委員会 説明資料No. 3	極東会会長らによる詐欺事件の 検挙について	平成27年6月4日 暴力団対策課
----------------------------------	---	--------------------------------------

警視庁は、平成27年6月2日、極東会会長らによる詐欺事件につき、被疑者3名を検挙した。

1 被疑者

(1) 住居 東京都豊島区
 職業 無職（指定暴力団極東会 会長）

87歳

(2) 住居 東京都足立区
 職業 無職

52歳

(3) 住居 東京都中野区
 職業 無職

54歳

2 罪名・罰条

詐欺 刑法第246条第1項、同法第60条

※ 罰則～10年以下の懲役

3 事案概要

被疑者らは、共謀の上、が暴力団員であることから、
 新規預金口座の開設ができないため、名義で預金口座を開設する
 ことを企て、平成23年10月中旬、金融機関に対し、真実は、：
に預金口座を利用させる目的であるのにこれを秘し、が利
 用する旨の虚偽の事実を申し向け、口座開設を申込み、普通預金通帳1通
 及びキャッシュカード1枚を交付させたもの。

公安委員会 説明資料No. 4	日本年金機構に対する サイバー攻撃事案の発生について	平成27年6月4日 警備企画課 生活安全企画課
--------------------	-------------------------------	-------------------------------

1 事案の概要

日本年金機構の職員の端末が不正プログラム（外部から送付されたメールに添付されたもの）に感染したことにより不正アクセスが行われ、同機構が保有する個人情報の一部（約125万件）が外部に流出したものの。

（6月1日、日本年金機構発表）

2 警察の対応

(1) サイバー攻撃対策

警視庁では、5月19日に同機構から不正プログラムへの感染について通報を受けて捜査を開始し、関連情報の収集に努めてきたところ、27日、同機構からの情報流出のおそれがあることを把握し、28日、同機構への情報提供を実施。また、警察庁では、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）とも情報を共有し、同種被害の拡大防止を措置。

(2) 詐欺等の防止措置

警察庁では、6月2日、年金受給者層を対象とした広報啓発に努めるよう、都道府県警察に通知。さらに、厚生労働省及び日本年金機構と連携し、具体的な注意喚起のための取組を協議中。

<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>在アルジェリア邦人に対するテロ 事件に係る捜査状況について</p>	<p>平成27年6月4日 国際テロリズム対策課</p>
-----------------------------------	--	---------------------------------

1 事件概要等

- (1) 平成25年1月16日午前5時40分ころ、テロリストがアルジェリア所在のガス施設を襲撃。事件は19日にアルジェリア軍の介入により収束したが、日本人10名を含む40名が死亡した。
- (2) 事件の発生を受け、神奈川県警察では、警備部長を長とする「アルジェリアにおける邦人被害事案対策室」を設置し、刑法の国外犯規定を適用し、捜査を行うとともに、被害者支援を実施している。

2 逮捕状発付

- (1) 逮捕状発付年月日

平成27年6月1日

- (2) 適用罪名

人質による強要行為等の処罰に関する法律違反
(加重人質強要、人質目的逮捕監禁)

- (3) 被疑者

国籍 アルジェリア民主人民共和国
イスラム武装組織「覆面部隊」指導者

43歳 男

- (4) 被疑事実要旨

被疑者は、イスラム過激派組織指導者として、アルジェリア所在の天然ガス施設従業員等を人質として逮捕監禁し、被疑者等の仲間の釈放、身代金を要求することを企て、実行犯をして、人質を順次逮捕・監禁し、在アルジェリア日本大使との交渉を要求するなどしたものの。

3 今後の捜査方針

- (1) 国際手配の実施

逮捕状の発付を受け、国際刑事警察機構（ICPO）を通じて国際手配を行う。

- (2) 継続捜査による真相解明

今回の逮捕状請求・国際手配後も鋭意捜査を継続し、事件の真相解明を図る。